介護保険法第１１５条の２２第４項の必要な措置における

事業者情報の公開に係る同意書

１　同意書の主旨・目的

令和６年４月より、市より指定を受けた居宅介護支援事業所は、指定日から介護予防支援が行えるようになりました。

指定を受ける際は介護保険法第１１５条の２２第４項の規定により、「市町村長は、第五十八条第一項（参考１）の指定を行おうとするときは、**あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**」とされております。

　そのため、本市では、一定期間、介護保険課及び地域包括ケア課に意見箱を設置し、対象の方から、意見を伺うこととし、その際に指定申請を行う居宅介護支援事業所の事業者情報を表記する必要があることから、公開することに同意を頂くものです。

【参考１】介護保険法第五十八条第一項

|  |
| --- |
| 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 |

２　公開する事業者情報の内容について

**（１）事業所番号**

**（２）居宅介護事業所名**

**（３）居宅介護支援事業所の住所**

**（４）指定年月日（直近）**

**（５）従業員の員数（主任介護支援専門員：　　　　人　介護支援専門員：　　　　　人）**

**（６）法人名及び代表者名**

**※なお上記（１）～（６）以外の情報について、介護保険の被保険者その他関係者より、問い合わせがあった場合は、市から貴事業所に公開の有無について、確認を取った上で対応します。**

同意書

|  |
| --- |
| □　「２　公開する事業所の内容について」の（１）～（６）の情報について外部に公開すること  について同意します。  令和　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　事業所名  　　　　　　　　　　　　住所  　　　　　　　　　　　　氏名（役職）  　　　　　　　　　　　　連絡先 |